

令和2年(ヨ)第386号 高浜原発1乃至4号機、大飯原発3・4号機、美浜原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸喜世子 外5名

債務者 関西電力株式会社

## 第3 準備書面

(福島第一原発事故の被害)

2020年8月31日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者ら代理人 弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 加 納 雄 二

外

本準備書面では、福島第一原発事故によって人々がその平穏な生活を、突如として根こそぎ奪われた悲惨さ、そして現在も被害が継続していることを主張する。

## 目次

第1	はじめに.....	3
第2	福島第一原発事故がもたらした放射性物質による汚染の実態.....	4
1	事故概要.....	4
2	大気の汚染.....	6
3	土壌の汚染.....	9

4	海洋の汚染 .....	10
5	川・湖の汚染 .....	13
第3	最悪のシナリオ .....	14
第4	避難過程で失われた命 .....	16
1	請戸の浜の悲劇—被曝を避けるために中止された救助活動 .....	16
2	双葉病院事件—患者らに強いられる過酷な避難 .....	18
第5	避難を強いられることによる苦難 .....	23
1	山木屋事件—避難によって自死に追い込まれた命 .....	23
	(1) 福島原発事故以前の渡辺さんの生活 .....	23
	(2) 福島原発事故以後の渡辺さんの生活 .....	23
2	避難者の受けるストレス .....	27
3	小括 .....	27
第6	避難基準 20 mSv/年の不合理性 .....	28
1	避難基準 20 mSv/年—国内でも批判 .....	28
2	国際的にも再三批判されていること .....	29
第7	被曝による健康被害 .....	31
1	急性障害と晩発障害 .....	31
2	放射性プルーム .....	32
3	低線量被曝 .....	32
4	小児甲状腺がん .....	33
第8	地域コミュニティの喪失 .....	34
第9	震災関連死 .....	35
第10	被害回復（金銭賠償）に必要となる莫大な金額 .....	36
1	総額が年々増加 .....	37
2	賠償費用の増加 11兆3534億円 .....	38
3	除染費用も青天井 .....	39

4	廃炉費用の増加の可能性－廃炉作業の遅延 .....	40
5	小括 .....	41
第1 1	福島原発事故の被害は今も続いている .....	41
1	避難指示が7市町村で継続している .....	41
2	避難指示が解除されても元には戻らない .....	43
3	避難生活の過酷な実態（地方公共団体による調査結果） .....	43
(1)	帰還する人は少ない .....	44
(2)	避難生活の状況－家族別離、賃貸の増加 .....	44
(3)	就業状況の変化－無職の増加 .....	45
(4)	収入の減少 .....	46
(5)	損害賠償が全く不十分 .....	46
(6)	不安、分断、喪失 .....	47
第1 2	まとめ .....	49

## 第1 はじめに

福島第一原発事故は、長い年月をかけて積み上げられてきた人々の日々の生活そのものを丸ごと破壊した。その被害は元通りに回復する見込みはなく、被害者は将来の展望を描けない状況に追い込まれている。

ひとたび原発事故が発生すれば、生活そのものの不可逆的な侵害が起こり、生命・身体の安全だけでなく、従前の生活が根こそぎ破壊される。個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は人格権として法的に保護されるものである（平成7年7月7日最高裁第2小法廷国道43号線・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件判決）。原発事故によるこれらの利益の侵害は、まさに人格権侵害である。

以下では、まず、原発事故で放出される放射性物質による汚染につ

いて論じ，次に，その放射性物質による人体、生活への被害等について述べる。

## 第2 福島第一原発事故がもたらした放射性物質による汚染の実態

### 1 事故概要

福島第一原発事故は，メルトダウン（炉心溶融）を次々と引き起こし，1号機，3号機，4号機が次から次へと水素爆発し，4号機の使用済燃料プール崩壊寸前の危機を引き起こした。



（福島第一原発1号機爆発 2011年3月12日15時36分<sup>1</sup>）

---

<sup>1</sup> <https://bee-media.co.jp/archives/2801>



(福島第一原発 3号機爆発 2011年3月14日午前11時1分<sup>2)</sup>)



(3号機建屋の損壊状況<sup>3)</sup>)

<sup>2</sup> <https://bee-media.co.jp/archives/2801>

<sup>3</sup> 『写真記録 チェルノブイリと福島 人々に何が起きたか』 213頁



(4号機建屋の損壊状況<sup>4</sup>)

この事故によって、放射性物質が、広範囲に、しかも大量にまき散らされた。

2011（平成23）年4月12日時点で、原子力安全・保安院は、INES（国際原子力事象評価尺度）評価に基づき、福島原発事故を最悪のレベルである「レベル7（深刻な事故）」と判断した。これはスリーマイル島原発事故の「レベル5」を超え、チェルノブイリ原発事故と同レベルの国際規模で最悪の事態である。

## 2 大気の汚染

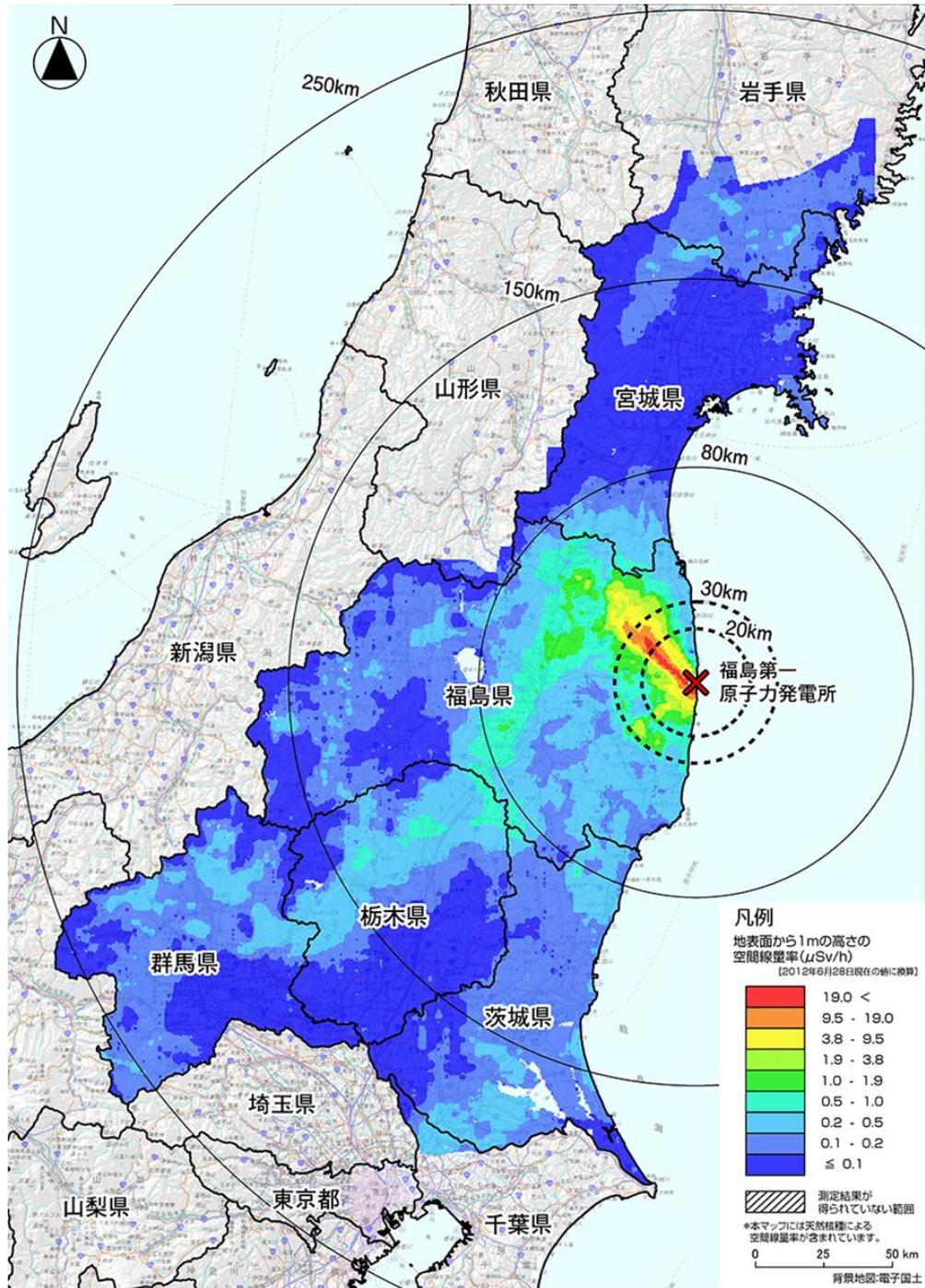
福島第一原発事故によって大気中にまき散らされた放射性物質の量は、東京電力の発表・国会事故調報告書では、2011（平成23）年3月11日から3月末までに限っても、ヨウ素131とセシウム137（ヨウ素換算値）だけで、900ペタベクレルと推計されている。これは、チェルノブイリ原発事故の約6分の1に相当

---

<sup>4</sup> 『写真記録 チェルノブイリと福島 人々に何が起きたか』214頁

する。

大量に放出された放射性物質がどのように拡散しているかについて、下記図1を示す。図1は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、文部科学省・米国エネルギー省・原子力規制庁が行った第5次航空機モニタリング結果を基に作成した図である。



(甲34の1 図1 文部科学省・米国エネルギー省・原子力規制庁が行った第5次航空機モニタリング結果に基づく図 2012年6月28日現在の値に換算)

図1に示された空間線量率は、チェルノブイリ原発事故における避難基準に照らすと、極めて高い放射線量率であることが分かる。

すなわち、チェルノブイリ原発事故における避難基準は、次の表(甲35～甲37を債権者ら代理人がまとめたもの。)のとおりである。

	ロシア	ウクライナ	ベラルーシ
無人ゾーン	1986年・1987年に避難した地域	1986年に避難した地域	1986年に避難した地域
移住義務ゾーン	5 m Sv超 (55万5000 Bq/m <sup>2</sup> 以上)	5 m Sv以上 (55万5000 Bq/m <sup>2</sup> 以上)	第一次移住義務ゾーン 14万8000 Bq/m <sup>2</sup> 以上 第二次移住義務ゾーン 5 m Sv超 (55万5000～14万8000 Bq/m <sup>2</sup> 以上)
移住権利ゾーン	1 m Sv以上 (18万5000～55万5000 Bq/m <sup>2</sup> )	1 m Sv以上 (18万5000～55万5000 Bq/m <sup>2</sup> )	1 m Sv以上 (18万5000～55万5000 Bq/m <sup>2</sup> )
社会経済的な	1 m Svを超えない (3万7000～1	0.5 m Sv以上(3万7000～18万5	1 m Svを超えない (3万7000～18

特典ゾーン	8万5000 Bq / m <sup>2</sup>	000 Bq / m <sup>2</sup>	万5000 Bq / m <sup>2</sup>
-------	----------------------------	-------------------------	---------------------------

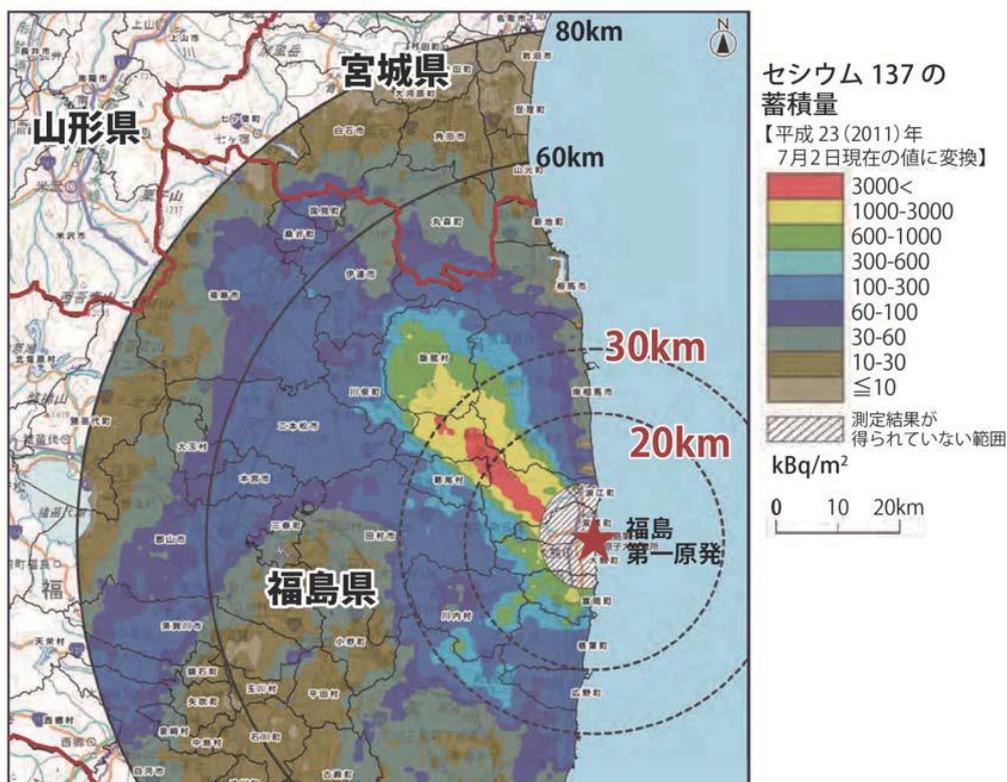
上表の避難基準に照らすと、上図（甲34の1）のうち、移住の義務ゾーン（年5 mSvを超える恐れのある地域<sup>5</sup>）に相当する区域は、緑色（1.0 - 1.9 μSv/h）・黄緑色（1.9 - 3.8 μSv/h）・黄色（3.8 - 9.5 μSv/h）・オレンジ色（9.5 - 19.0 μSv/h）・赤色（19.0 μSv/h <）で示される区域であり、原発から約70 km離れた福島県内にも緑色で示される区域が存在する。移住の権利ゾーン（年1～5 mSv）に相当する区域は、水色（0.2 - 0.5 μSv/h）・青緑色（0.5 - 1.0 μSv/h）で示される区域であり、原発から250 km離れた群馬県にも水色で示される区域が存在する。

大気中にまき散らされた放射性物質は、土壌や河川などに蓄積する。

### 3 土壌の汚染

福島原発事故により放出された放射性セシウムは、地表に降下し、2011（平成23）年7月2日の時点で、次の地図に示すように土壌に沈着している。

<sup>5</sup> 環境省によると、毎時0.23 μSvが、追加被ばく線量年間1 mSvにあたる。年間5 mSvは、1.15 μSv/hである。



(甲 1・350 頁)

環境省によれば、福島県の総面積 1 万 3,782 k m<sup>2</sup>のうち、1,778 k m<sup>2</sup>の土地が年間 5 ミリシーベルト以上の空間線量を有する可能性のある地域に、同県内の 515 k m<sup>2</sup>の土地が年間 20 ミリシーベルト以上の空間線量を発する可能性のある地域（政府が計画的避難区域に設定する地域。計画的避難区域とは、事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある区域。）にのぼる（甲 1・350 頁参照）。

土壤に沈着した放射性物質は、同物質が放射線を発しなくなるまで（被曝に最も影響を与えるセシウム 137 は、放射線を発する能力が半減するまでに約 30 年かかる。）、100 年以上にわたって、放射線を発し続け、人々を被曝させる。

#### 4 海洋の汚染

(1) 福島原発事故によって海洋へまき散らされた放射性物質の量

は、事故後のごく短期間だけでも、莫大な量にのぼる。

まず、2011年4月2日に、福島第一原発2号機において、タービン建屋地下や坑道に溜まった放射性物質で汚染された水（汚染水）が取水口付近のコンクリートの亀裂から漏れ出しているのが見つかった。東京電力の推定によると、同月6日に止水するまで520トンが流出し、4700兆ベクレルの放射性物質が含まれていた。

さらに、同年4月4日から10日にかけて、東京電力は、上述の漏れ出した高濃度汚染水の収容先を確保するためという理由で、敷地内にある汚染水を意図的に海に流した。東電が故意に有害な水を海へ流した行為は、国内のみならず海外からも厳しく批判された。

なお、政府は、IAEA（国際原子力機関）に提出した福島原発事故の報告書で、2011年4月1日から6日までの間に4700テラベクレルもの放射性物質を含む汚染水520トンが海洋に流出し、5月11日には、3号機の取水口付近からも流出が確認され、20テラベクレルもの放射性物質を含む汚染水250トンが流出したと見積もることができると報告した。

しかし、日本原子力研究開発機構は、同年9月8日迄に、汚染水の流出に加え、大気中からの降下分を合わせた海洋への放射性物質放出総量が1.5京（1京は1兆の1万倍）ベクレルを超えるとの試算をまとめて公表した。この試算によると、政府の上記報告書の3倍を超える放射性物質がまき散らされたことになる。

(2) その後も、汚染水の漏えいが相次いでいる。大きく報道されたものだけでも、次のとおりである。

2013年4月9日、地下貯水槽から汚染水が漏れ、1立方セ

ンチ当たり 1 万ベクレルもの高濃度の放射性物質が検出された。

2013 年 8 月 7 日，資源エネルギー庁は，1 日あたり 300 トンの汚染水が漏れていると発表した。

2013 年 8 月 20 日，汚染水が 300 トン漏れ，漏れていた汚染水からストロンチウム 90 などの放射性物質が 1 リットル当たり 8000 万ベクレルもの高濃度放射性物質が放出されたことが判明した。

2013 年 8 月 23 日，原子力規制委員会が，汚染水漏れに対する国際原子力事象評価尺度（INES）を，レベル 3 に引き上げた。

2013 年 10 月 3 日，新たに汚染水漏れが確認された。

2013 年 10 月 21 日，大雨の影響により，汚染水が漏れ，7 カ所から暫定排出基準値を超える濃度の放射性物質ストロンチウム 90 が検出された。

2014 年 2 月 20 日，100 トンの高濃度汚染水が漏れた。

2015 年 2 月 24 日に 1 リットル当たり 2 万 3000 ベクレルのセシウム 137 などの高濃度汚染水が漏れていた。

2015 年 5 月 29 日，側溝に敷設されたホースから汚染水が 7～15 トンも漏れた。放射性物質は，1 リットル当たり 110 万ベクレルと推計された。

2016 年 3 月 23 日に，セシウム除去設備が入る後根焼却炉建屋内の配管で汚染水が 5.3 トンも漏れた。

2016 年 11 月 1 日，福島第一原発の原子炉を冷却する水から塩分を取り除く淡水化装置で，汚染水が約 4.5 トン漏れた。

汚染水はタンクに貯められているところ，2017 年 6 月 4 日には，同タンクから汚染水が漏れていたことが判明した。

このように度重なる汚染水の漏水が続いている。

## 5 川・湖の汚染

放出された放射性物質は、森林だけでなく川底や湖底にも蓄積すると考えられている。地表に降下した放射性物質は、土壌の浸食・流出などに伴って河川、湖沼へと流入し、土壌粒子とともに川底や湖底に沈降、堆積する。この現象は、ウクライナ、ロシア及びベラルーシでも確認されている。

日本では、事故後に環境省が福島県内の公共用水域での水質モニタリング調査を実施した。それによると、川底、湖底のいずれにおいても1万 Bq/kg（乾泥）を超える地点が存在している。これは、放射性物質汚染対処特措法第20条により、収集や運搬などにおいて特別な管理が必要とされる特定廃棄物の基準値8,000 Bq/kgを超えている。さらに、継続的なモニタリングを行ったところ高濃度の地点が観測されている。（「表 4.5.1-1」）（以上、甲1・478・488頁）

			(Bq/乾泥 kg)	
場所	核種	平成23年6月公表	平成24年3月公表	
			不検出～3万8000	不検出～5万4000
川底	セシウム134	48～1万4000		
	セシウム137	51～1万6000		
場所	核種	平成23年11月公表	平成24年3月公表	
			不検出～11万	17～15万
湖底	セシウム134	不検出～1万7000		
	セシウム137	不検出～2万		

（表 4.5.1-1 川底・湖底汚染の実態）

事故から3年経った2014（平成26）年にも、基準値（8000ベクレル／キログラム）を大きく超える数値，例えば，セシウ

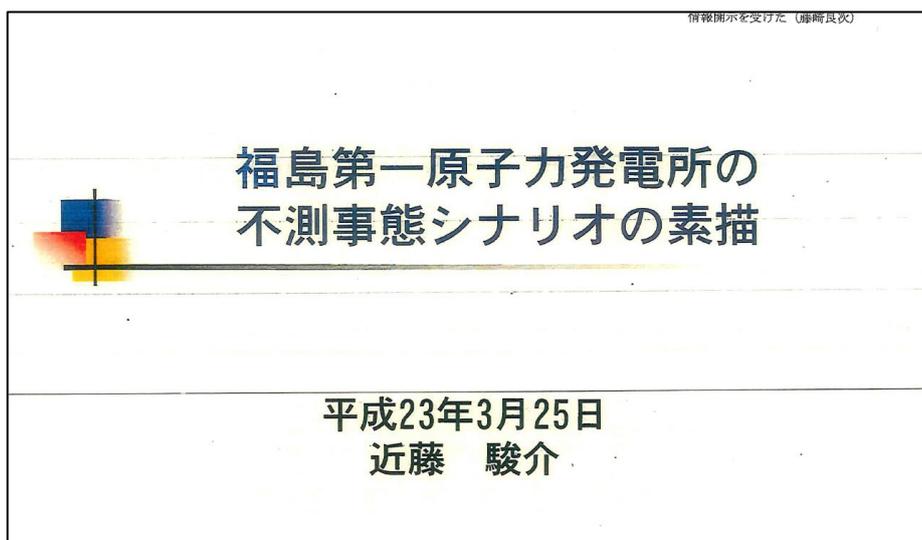
ム134について6万7000ベクレル/キログラム，セシウム137について23万ベクレル/キログラムが確認されている。

事故から4年経った2015年には，さらに汚染度が高まり，セシウム134について20万ベクレル/キログラム，セシウム137について72万ベクレル/キログラムが確認されている。

以上のとおり，福島第一原発事故によって放出された放射性物質が，湖底や川底に，年々蓄積している。

### 第3 最悪のシナリオ

福島第一原発事故では，250km以遠にも移転を認めるべき地域が発生する危機に直面していた。



(甲39)

すなわち，平成23年3月25日に，当時の菅総理大臣の要請に応じて原子力委員会委員長であった近藤駿介氏が，JNES（原子力安全基盤機構）及びJAEA（日本原子力研究開発機構）の協力の基に作成した「最悪のシナリオ」（甲39）によると，最悪の事態を想定した場合，強制移転を求めるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や，希望者に移転を認めるべき地域が250km以遠にも発生することにな

る恐れがあるとされていた。

 <b>線量評価結果について</b>	
■	水素爆発の発生に伴って追加放出が発生し、それに続いて他の号機からの放出も続くと予想される場合でも、事象のもたらす線量評価結果からは現在の20kmという避難区域の範囲を変える必要はない。
■	しかし、続いて4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるので、その外側の区域に屋内退避をもとめるのは適切ではない。少なくとも、その発生が本格化する14日後までに、7日間の線量から判断して屋内退避区域とされることになる50kmの範囲では、速やかに避難が行われるべきである。
■	その外側の70kmの範囲ではとりあえず屋内退避を求めることになるが、110kmまでの範囲においては、ある程度の範囲に土壤汚染レベルが高いため、移転を求めるべき地域が生じる。また、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転することを希望する人々にはそれを認めるべき地域が200kmまでに発生する(容認線量に依存)。
■	続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある。
■	これらの範囲は、時間の経過とともに小さくなるが、自然(環境)減衰にのみ任せておこなうならば、上の170km、250kmという地点で数十年を要する。

(甲39)

250 km以遠に移転を認めるとなると、青森県を除く東北地方のほぼすべてと、新潟県のほぼすべて、長野県の一部、そして首都圏を含む関東の大部分となる。この地域には、約5000万人が居住している。つまり、約5000万人の避難が必要ということになる。

しかも、放射性物質は、その半減期の長いものがあり、数十年、数百年単位で放射線を発し続ける。例えば、原発事故でまき散らされる代表的なセシウム137をみても、半減期が30年であり、放射線量が8分の1になるまでに90年を要する。

このように福島第一原発から250 km以遠に居住する約5000万人が数十年、数百年単位で避難することになる危機に直面していた。いわゆる「吉田調書」によれば、当時、福島第一原発所長だった吉田昌郎氏は、平成23年3月14日夜、自分たちのイメージは「東日本壊滅」だったと述懐している(甲40・52頁)。まさに我が国は壊滅

の危機だった。

危機を回避できた理由は、ただ一つ。幸運だったからである。4号機の使用済み核燃料プールに隣接する原子炉ウェルには、シュラウドの取り換え工事が予定どおり進捗していたらなかったはずの水が張られていた。使用済み核燃料プールと原子炉ウェルを隔てていた防壁がたまたまずれたことによって使用済み核燃料プールに水が流れ込み、使用済み核燃料のメルトダウンを防いだのである（甲38）。まさに、僥倖としかいいようのない事態であった。しかし、本件原発で過酷事故が生じたとき、幸運の女神が微笑んでくれる保証は全くない。

#### 第4 避難過程で失われた命

##### 1 請戸の浜の悲劇—被曝を避けるために中止された救助活動

福島県相馬郡浪江町にある請戸の浜（福島第一原発の北側、直線で約7キロメートル）の沿岸地域には3月11日の15時30分過ぎに、巨大な津波が押し寄せた。



請戸地内

（「浪江町震災記録誌～あの日からの記憶～」<sup>6</sup>46頁）

沿岸地域は壊滅的被害を受け、それまでの漁村や一面に広がって

<sup>6</sup> <https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/18101.html>

いた田畑の風景が一変し、ほとんど何もない、がれきが散乱する風景と変わってしまった。

その日のうちに、津波が押し寄せた翌朝に津波被害者の救助活動をすることは、決定していた。救助活動の事前準備のために浜を回った消防団員は、多くの津波被害者の助けを呼ぶ声を聴いていた。

しかし、救助活動をする日の朝、原発事故による避難指示が発令され、予定されていた救助活動は中止となった。

福島県浪江町副町長渡邊文星氏は、次のとおり語る。(2012(平成24)年8月日弁連シンポジウム)

3月12日早朝からの搜索予定でした。沿岸地域には15時30分過ぎに、いままで経験したことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地域は壊滅的被害を受け、死亡者151名、行方不明者33名、流失家屋等600棟以上の被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し、ほとんど何もない、がれきが散乱する風景と変わってしまいました。

地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。

その矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の搜索活動が中止となりました。この時、搜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。

本格的に行方不明者の搜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防署は4月14日から、自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからのことでした。

想像して頂きたい。すぐにでも救助がくると思って、一人瓦礫の中で、津波の海水でずぶぬれになったまま、救助を待つ気持ちを。またいつ津波が襲ってくるかもしれない、助けを呼んでも誰も返事をしてくれない、救助は本当に来てくれるのか、このまま死んでいくのか、死の恐怖と不安、絶望を。原発事故さえなければ、救助者の被曝を避けるために救助を中止することはなかった。

当時の自民党の政調会長は「原発事故によって死者が出ている状況ではない。」と発言したが、全くの誤りである。

請戸の浜で救助されず亡くなった人々は、まさに原発事故によって亡くなったのである。

## 2 双葉病院事件—患者らに強いられる過酷な避難

双葉病院からの避難については、当時から大きく報道されていたが、昨年、東京電力の元幹部の勝俣恒久被告人、武藤栄被告人、武黒一郎被告人についての業務上過失致死傷被疑事件（第一審は終結）において、以下のとおり、さらに詳細が明らかになった（以下、甲47「東電 刑事裁判で明らかになったこと」12～26頁に基づく。）。

### (1) 双葉病院の概要

双葉病院は、福島第一原発から南西に約4・5キロの至近距離に位置し、2011年3月11日の時点では寝たきり状態の高齢患者ら338人が入院し、隣接する系列の介護老人保健施設「ドヴィル双葉」にも入所者が98人いた。

ところが、以下で述べる避難の過程で、44名もの患者が命を奪われてしまった。

(2) 第1陣避難 12日

事故の翌日の3月12日早朝に原発の半径10キロ圏内に避難指示が出た。双葉病院は、原発から約4.5kmに位置するので避難指示の対象である。

午後2時頃から、双葉病院の入院患者のうち、209人と医師や看護師などおよそ50人の病院スタッフがバスで避難を始めた。

第1陣のバスに付き添った看護副部長の証言によると、「出発当初は「近くの学校の体育館に避難するらしい」と聞いたが、目的地を過ぎても、トイレに行きたいと訴えても、バスは止まらなかった。中には失禁する人もいた。車内は言いようのない不安に包まれた。」「避難先のいわき開成病院は160床が満員状態のところ、207名（2名は家族が引き取り）が加わり、すし詰め状態で治療が継続された。」というトイレにすら行けない環境で避難し、避難先でもすし詰めという過酷な状態が明らかになった。

(3) 第2陣避難 14日

双葉病院には129名が、ドーヴィル双葉には98名全員が残っていたが、懸命の救助要請にもかかわらず、入所者に対する救助の車はなかなか到着しなかった。通信手段が途絶していたため、避難者が残留しているという重要な情報が、県災害本部内で、十分共有されていなかった。

また、13日には出発の準備を始めた自衛隊の部隊も、タイベックスーツなどの放射線防護装備の到着を待つ間、救助に出発できなかった。

放射線防護装備をした自衛隊が到着し、14日朝に第2陣避難が出発した。しかし、出発時点で、第2陣の患者らの受け入れ先

は決まっていなかった。福島県の災害対策本部で受け入れ先を探した職員は、「県内の病院に片っ端から電話し、搬送先の病院を確保しようとしたが、どの病院も患者がいっぱいで医師が足りていないと言われ受け入れてもらえなかった」「官邸からすぐに避難させてくれと言われたがどの施設もいっぱいだった」などと供述している。先に避難した患者らによってどの医療機関も満員となっていたためである。（下線は引用者による。以下同じ。）

第2陣避難を見届けた後、病院スタッフは、双葉病院の患者に付き添っていた。ところが、14日の深夜には自衛隊が撤退してしまった。警察は、自衛隊の撤退を見て、ただならぬ状態であると判断し、当該病院スタッフを警察の車両で強制避難させ、割山峠付近まで退避させた。それ以降は、双葉病院には医療スタッフはいない状態となってしまった。

- (4) 第3陣避難 15日未明 高線量のため、途中で打ち切られた  
3月15日の午前1時半ころに自衛隊が双葉病院に向かい、午前9時頃には避難作業を開始した。

この避難活動にあたった自衛官の供述調書によると、救助作業中に「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚だった。 医師免許を持った自衛官が『もう限界だ』と叫び、すぐに病院を出発するように指示をした」との衝撃的な内容である。

現場が原発事故により高線量となり、避難チームに女性の看護師もいたため、女性労働者の線量限度（5ミリシーベルト）を超えると判断し、入所者47名が搬送された時点で、救助作業が途中で打ち切られ、多くの患者が取り残されたことが明らかになった。

(5) 第4陣、第5陣 15日深夜までかかった最後の救助作業

最後の救助作業は15日の深夜までかかった。

まず7名が15日の11時半には救助された(第4陣)。作業に当たった自衛官の調書によれば、部下に指示して病院内を確認したところ、ほかに患者がいらないとの報告だったので、二本松市に向かった。しかし、その後別棟に35人の患者が残されているのを知って再び病院に戻り、15日の深夜までかかって残りの35名の救助を行った(第5陣)と供述している。

(6) 患者らの置かれた悲惨な状況、医療スタッフらの無念

看護副部長は、いわき開成病院で、最初に避難した患者のケアに当たっていた。

しかし、14日の夜、「双葉病院」に残されていた入院患者たちがいわき市内の高校の体育館に避難したと聞き、3月14日夜に体育館に向かった。

看護副部長は患者が乗ったバスが高校に到着した時の状況について「バスの中は異臭がすごく、座ったまま顔が蒼白になって明らかに亡くなっている人がいた。座席の下に丸まって落ちている人もいてとても衝撃的だった」「自分が担当していた患者さんも亡くなっていた」と証言した。

さらに、2日後の16日には、看護副部長は、避難先の体育館で亡くなっている人がいると聞き、医師とともに身元を確認に行った。看護副部長は、「スクリーンで間仕切りされた場所に並んで11人が横たわっていた。何の治療もしてもらえずに亡くなったんだなと感じました」と証言した。

(7) 遺族の心痛

母を奪われた女性の調書では、「体育館で母の安否を確認した。

自衛隊の車で12時間、200キロの搬送で死亡との説明だった。速やかな搬送よりもスクリーニングが優先された。人間としての尊厳などまったくない状態でバスの中に転がされていた。せめて暖かな場所で最後を看取りたかった。ただただ、いとしい母でした。思いがこみ上げます。私は、原発事故でふるさとと母を一瞬で奪われました。改めて原発事故に強い怒りを覚えます。」と意見が述べられている。

また、被害者遺族の意見陳述でも、次のとおり、遺族の悔しさや悲しみが訴えられた（甲48・東京新聞「怒りと涙「両親返して」東電公判、遺族陳述」）。

双葉病院からの避難によって両親を失った女性は、「事故がなければ、故郷を追われることも両親を亡くすこともなかった。何らかの対策を取っていれば事故は防げたかと思うと許せない」と被告人席の旧経営陣三人に怒りをぶつけた。

母を亡くした女性は、対面した遺体が「骨と皮だけでミイラのようにだった」とし、「被告人たちに私のこのときの気持ちが分かりますか。この裁判であなたたちは『私の知り得ることではない』と言いつけている。責任が上層部にあることを認めてください」と強く訴えた。

#### (8) 小括

以上は悲惨な避難のごく一部であるが、原発事故さえなければ病院で家族に囲まれながら静かな最期を迎えられた患者らが、医療スタッフの付き添いもないままにバスに長時間乗せられ、医療ケアを受けられず、排せつのケアもされず、寝たきりで自力で動けないためバスの座席から床へ転落したままであったり、暖房設備も医療器具もない体育館に寝かされるなど悲惨な環境で命を

奪われ、また原発が何度も爆発する中で至近距離の病院に残され、骨と皮だけになるほど何もケアを受けられないままに命を奪われたのである。

裁判官におかれては、このような悲惨な被害を二度と起こさないように、真摯に、避難に実効性があるか否かについて考えていただきたい。

## 第5 避難を強いられることによる苦難

### 1 山木屋事件―避難によって自死に追い込まれた命

福島第一原発事故後約4カ月経った2011（平成23）年7月1日の早朝、福島第一原発事故により避難を強いられていた福島県川俣町山木屋地区の当時58歳の渡辺はまこさんが焼身自殺した。事実経過は、次のとおりである。

#### (1) 福島原発事故以前の渡辺さんの生活

渡辺さんは、農家の家に生まれ、生まれてからずっと山木屋で過ごした。山木屋は自然にあふれ、春の新緑、秋の紅葉が美しく、初夏にはホタルが飛び交う里山であった。そして、渡辺さんは、夫と3人の子に恵まれ、平成10年には孫にも恵まれた。PTAの役員をしたり、区長を務める夫を積極的に補佐したり、山木屋地区のママさんバレーに参加する等積極的に周囲に関わる性格の持ち主であった。平成12年には、自宅も新築した。福島原発事故当時、渡辺さんは、夫とともに近くの養鶏場で働いて、夫と2人の子ら（合計4人）で生活していた。

#### (2) 福島原発事故以後の渡辺さんの生活

ア 平成23年3月11日～16日

平成23年3月11日の地震の際、渡辺さんは、夫とともに

勤務地の養鶏場にいた。渡辺さんは、停電の中、自宅に戻った。それから2, 3日経過後に停電が復旧し、渡辺さんは、テレビの報道で福島原発事故の深刻さを初めて認識することになった。

そして、3月15日午後3時ころ、テレビで福島第一原発四号機の爆発が報じられた。

渡辺さんら家族4人は、ガソリンをかき集め、車で山木屋を脱出した。隣の市町村である福島市蓬萊の親戚の家で食事をし、その日は車の中で一夜を過ごした。

16日未明、渡辺さんらは、福島市の避難所が一杯であることを聞き、急遽会津地方の磐梯町にある体育館に向かうことになった。渡辺さんらが食事を取れたのは、放射能検査などを終えた夕方の4時ころであった。

#### イ 3月17日～4月10日

報道により、次第に山木屋地区の空間線量が明らかになってきたものの、体育館での避難生活は雑魚寝でプライバシーも一切なく、食事も冷たいおにぎりやカップラーメンであり、渡辺さんは耐えられなくなった。渡辺さんは、3月末に、家族とともに山木屋の自宅に戻り、元の養鶏場で働き始めた。

もともと、多くの住民は戻らず、スーパーにはほとんど物が販売されない状況となった。

#### ウ 4月11日～6月12日

4月11日、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるとの報道がなされ、16日に国から説明がなされ、22日に避難指示が出た。

しかし、渡辺さん家族は皆働いていたため、引越先探しは難

航した。

22日以降、警察官が何度も避難指示に訪れ、渡辺さんは、自分が犯罪者であるかのように感じるようになり、食欲も低下し、体重は5, 6kg減少した。家族に対し、今後の不安を打ち明けるようになった。

そして、6月初めに、長男が郡山に、次男が二本松に引っ越し、渡辺さんと夫が福島市に引越できたのは、6月12日であった。

#### エ 6月12日～6月29日

渡辺さんは、アパート暮らしをするようになった。山木屋の自宅と異なり、隣家は一枚の薄い壁を隔てているだけであり、周囲に気を使う毎日が始まった。夜も眠れないようになり、食事も事故前の半分程度に減ってしまった。

6月17日には、養鶏場が閉鎖し、渡辺さんは職を失った。

渡辺さんは、アパートで一日中過ごすことになり、夫にローンなど今後の不安を訴えるようになり、笑顔はなくなり、涙を流すことが一層多くなった。

「あなた（夫）は自分の気持ちをわかってくれない」

「周囲の人々が、自分を避難民だとじろじろ見る」

「山木屋に戻りたい」

等と言い、外出もせずふさぎこむようになった。

#### オ 自死の状況（6月30日～7月1日）

夫の理解を得て、渡辺さんは、6月30日から1泊の予定で、夫とともに山木屋に戻るようになった。

6月30日の夕方、山木屋の自宅で、渡辺さんは、「明日の午前中には帰る。」と言う夫に対し、「あんただけ帰ったら。私は

アパートに戻りたくない。」と言った。

30日の深夜、夫が気付くと、傍で渡辺さんが泣きじゃくっていた。

7月1日午前4時に、夫が起きて草刈りに出た際、渡辺さんは眠っていた。

夫は、午前5時30分ころ、自宅から50メートルほどにあるゴミ焼き場付近で火柱を見た。夫は、「妻が布団でも燃やしているのだろう」と思い、そのまま草刈りを続けた。

その後、朝食の時間になっても迎えに来ない渡辺さんが気になって、夫は自宅に戻ったが、渡辺さんの姿を発見することはできなかった。そして、ゴミ焼き場の隣に倒れている渡辺さんを見つけた。

渡辺さんの遺書は見つからなかった。

#### カ 訴訟

渡辺さんの遺族は、東京電力に対して損害賠償を求めて提訴した。



福島地裁は2014年8月26日、「避難生活で精神的に追

い詰められ、うつ状態になったため」と認定し、原発事故と自殺との因果関係を認め、東京電力に対して約4900万円の支払いを認める判決を言い渡した（甲41）。

東京電力は控訴せず、幹部が遺族に謝罪した。

## 2 避難者の受けるストレス

福島原発事故で、福島県浪江町から避難を強いられた後、67歳の男性が自殺した。

亡くなった男性は、原発事故後の2011（平成23）年3月13日から一か月間、自宅から約60km離れた郡山市の体育館に避難しており、不眠や食欲不振を訴えていた。約一か月後に二本松市のアパートに移り住んだが、体調が再び悪化し、「早く浪江に帰りたい」と言うようになり、同年7月に福島県飯館村の川（ないしダム）に飛び込み遺体で発見された。

その男性の遺族が東京電力に対して損害賠償を求めた訴訟では、福島地裁は2015（平成27）年6月30日、自殺の原因を「事故に起因する複数の強いストレス」だったとして、約2700万円の支払いを命じる判決を言い渡した（甲42）。

判決では、亡くなった男性が人生の大半を過ごし、退職後も釣りや家庭菜園などを楽しんでいた故郷を原発事故で追われ、「人生そのものの基盤を失った」とした。さらに避難生活の長期化や経済的負担への不安なども加わってうつ状態となり自殺した、とした。その上で「原発事故を起こせば地域住民が避難を余儀なくされる可能性があり、避難者が様々なストレスを受け、精神障害の発症や自殺する人が出る」と東京電力が予見できた、と指摘している。

## 3 小括

以上のとおり、原発事故によって、突如、自宅から避難させられ、

生活環境を丸ごと失い、仕事を失い生活の糧を得る見通しもなく、慣れない避難生活を強いられる苦悩は、苛酷を極めるものである。

## 第6 避難基準 20 mSv／年の不合理性

### 1 避難基準 20 mSv／年－国内でも批判

国は、2011（平成23）年4月19日、子どもであっても空間線量が年間20 mSv以下、毎時3.8  $\mu$ Sv以下であれば、普段どおり屋外活動などをして大丈夫とする暫定的基準を福島県に通知した。

しかし、年間20ミリシーベルトは、法の求める公衆被曝限度年間1ミリシーベルト<sup>7</sup>の20倍にもものぼる。

内閣官房参与の小佐古敏荘氏は2011年4月29日に辞任の記者会見の中で、年間20 mSvを「乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたい」と厳しく批判した。

また、例えば、上記モニタリング図によると伊達市や福島市の一部で黄緑色部分があり、チェルノブイリ原発事故における移住の義務ゾーン（移住の権利ゾーンの5倍以上の被曝線量）に相当するにもかかわらず、日本は、放射線感受性が成人よりはるかに高い乳児、

---

<sup>7</sup> 原子炉等規制法は、福島第一原発事故を受けて「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とすることを明示した（1条）。

同法を受けた「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」は、第2条第2項6号で、「周辺監視区域」を、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。」と定める。「周辺監視区域」とは原発の敷地内の最も外側である。

同規則を受けて、原子力規制委員会は、「周辺監視区域」の外側の線量限度について、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下、「線量告示」という。）の2条1項1号で、「一年間につき一ミリシーベルト」と定める。つまり、法令上、「周辺監視区域」の外側のいかなる場所も、年間1ミリシーベルト以下でなければならないとされている。

幼児も含む人々を高濃度汚染地域に平然と住まわせている。

## 2 国際的にも再三批判されていること

現在の避難指示解除基準に対しては、次のとおり、国際的にも再三、批判されている。

### (1) 2013年6月国連の特別報告者の報告書

国連人権理事会健康問題特別報告者のアナンド・グローバー氏は、2013年6月の公式報告書（甲43）において、「国際放射能防護委員会（ICRP）でさえ、発癌又は遺伝的疾患の発生が、約100mSv以下の放射線量の増加に正比例するという科学的可能性を認めている。さらに、低線量放射線による長期被曝の健康影響に関する疫学研究は、白血病のような非固形癌の過度の放射線リスクに閾値はないと結論付けている。固形癌に関する付加的な放射線リスクは、直線的線量反応関係により一生を通し増加し続ける。」（「48.」）とし、「低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性はあるので、避難者は、年間放射線量が1mSv以下で可能な限り低くなった時のみ、帰還することを推奨されるべきである。」（「49.」）と述べ、健康への悪影響のリスクを避けるため、年間被曝線量が1mSv以下に下がった時のみ帰還を推奨すべきだとした。

### (2) 2014年自由権規約委員会による勧告

2014年11月に、国連の自由権規約委員会は、次のとおり、日本（国際人権規約の締約国）が被曝レベルを高く設定し、福島において避難指示解除によって高度に汚染された地域に人々を戻らざるを得なくしている状況を懸念するとして、日本の避難指示解除基準20mSv/年を批判している（甲44の1、甲44の2）。

「24. 委員会は、福島において締約国によって被曝レベルが

高く設定されていること、及びいくつかの避難区域の解除の決定により人々を高度に汚染された地域に戻らざるを得なくしている状況を懸念する(第6条,第12条及び第19条)。」

(甲44の1、甲44の2)

(3) 2017年人権理事会普遍的定期的審査作業部会による勧告

2017年11月14日の国連人権理事会における日本の第3回普遍的定期的審査の作業部会がジュネーブの国連総会議場で開催された。

福島原発事故の被害者の人権と帰還政策について勧告したのは、ポルトガル、オーストリア、ドイツ、メキシコであった。例えば、ドイツは、次のとおり、福島の帰還政策は1 mSv/年を基準とすべきであると勧告した(甲45の1、甲45の2)。

「161. 216. 特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。(ドイツ)」(甲45の1・「161. 216」)

(4) 日本は受け入れを表明

日本は、2018年3月に、上記2017年11月14日に受けた勧告の受け入れを表明した(甲46・「161. 215」「161. 216」など)。

(5) 小括

以上のとおり、避難指示解除基準20 mSv/年について、国際的に批判され続け、ようやく、日本は、2018年に年間1 mSv以下に戻すようにとの勧告を受け入れていた。日本は、国際的には勧告を受け入れたものの、国内的には、避難指示解除基準は、

いまだ  $20 \text{ mSv/年}$  のままである。

国の基準は、法の求める公衆被曝限度の  $20$  倍であり、住民を被曝から守ることはできない。

## 第7 被曝による健康被害

### 1 急性障害と晩発障害

放射線は大きなエネルギーを持っているために体の中を貫通し、その通り道にある細胞を傷つける。放射線のエネルギーに比較すると、生物の体を形作っている分子が結びついているエネルギーは桁違いに小さいため、放射線が細胞の中を通過すると、その通り道にある分子の結合は簡単に切断されてしまい、その機能が損傷される。放射線の通り道はランダムなので、体の設計図である DNA を切断することもある。

DNA には修復機能もあるが、大量の放射線を浴びると DNA の切断数も多くなり、その修復が間に合わず、細胞は死んでしまう。このため一度に大量の被曝をすると急性障害を起こす。

急性障害はある線量以上を浴びると確実に現れるので、確定的影響ともいわれる。この線量以下では起きない境界の線量は「しきい値」と呼ばれ、それは症状にもよるが、一般的には  $100 \text{ mSv}$  から  $250 \text{ mSv}$  といわれている。

低線量 ( $100 \text{ mSv}$  以下) の放射線を浴びた場合は、数年から数十年後にがん、白血病や遺伝的障害などの晩発障害が起きる可能性もある。晩発障害は、浴びた人数のうち、被曝線量に応じて「そのうちの何人」というように一定の確率で現れるので、確率的影響ともいわれる。放射線が発がんの原因となるのは、DNA に複雑な損傷を起こすからである。そして、DNA が修復される

際に誤って治すとその部分に遺伝子の突然変異が生じる。突然変異は元に戻らないために、その細胞が活着している限り、細胞分裂を起こすとその変異部分は引き継がれていく。その細胞がさらに放射線を浴びて傷の治し間違いが起きると、突然変異は細胞の中にたまっていき、がんの原因となることがある。すなわち放射線のリスクは蓄積されていくのである。

## 2 放射性プルーム

原発事故が起き放射性物質が環境中に放出されると高濃度の（揮発性の高い）放射性ヨウ素やセシウムなど含んだ放射性プルームが風で運ばれ、住民は、呼吸や飲料水などからこれらの放射性物質を体内に取り込むことになる。降雨があれば放射性物質はその土地に蓄積されることになる。

原発事故による健康被害の特徴としては、放射性物質が体内に蓄積されていくことによる健康被害の発生、放射性物質による内部被曝の結果によるがん等の発生や遺伝子的被害の発生、放射線量の高い地域に居住し続けることなどによる健康被害の発生など、被害の種類も複数にわたり、また、被害発生の時期もまちまちである。こうした健康被害は、原発事故から長期間を経過した後には発生することも十分に考えられるのである。

## 3 低線量被曝

住民に対する放射線による健康被害では、低線量被曝が問題となる。健康被害としては、甲状腺がんや白血病、骨髄腫などの特定疾患や、鼻血がでやすい、風邪を引きやすい、体がだるいといった放射線被曝特有の疾患前駆症状や血液検査でのデータ異常なども起こりうる。広島・長崎原爆被爆者障害追跡調査では、がん以外の疾患による死亡率が、線量に依存して増加していることが

明らかにされており、がん以外にも、心臓疾患や心臓血管、呼吸器、消化器、泌尿器系疾患なども線量に依存して増加している。

チェルノブイリ原発事故では、事故発生後25年が経過しても新たな健康被害が発生し続けている事実が報告されている（なお、同事故では急性障害による死亡例もある。）。

とりわけ、成長過程にある子どもについては、放射線感受性の高いことが指摘されており、特に安全の確保に注意を要する。

#### 4 小児甲状腺がん

福島第一原発事故後、甲状腺の異常が明らかになっている。

通常、小児甲状腺がんの発生頻度は100万人に1～2人とされている。

しかし、福島県で実施された県民健康管理調査では、2016年末時点で、検査を受けた約30万人（事故時おおむね18歳以下）のうち、185人の小児甲状腺がん患者（うち145人が手術を受けた）が発生している（甲49）。これを単純に割合計算をすると約500倍～250倍である。

しかも、185人という数字の裏に未発表の者が隠されていることが判明した。事故当時4歳の男児が2016年に甲状腺がんと診断されていたことが、2017年3月31日に判明したのである（甲50）。当該男児は、経過観察と診断されことを理由に、県民健康調査の発表数から除かれていたのである（甲50）。

経過観察とされている子どもたちは（A判定）、本格検査2回目（平成28年5月1日～平成20年3月31日）で約67,000人にのぼることから（甲49）、これらの中に相当数の小児甲状腺がんを発症している人が存在すると考えられる。

その後の調査によって、2020年2月までに、甲状腺がんの

疑いがあると診断されたのは、手術後に良性だと診断された一人を除くと、236人にのぼっている（甲51）。

## 第8 地域コミュニティの喪失

福島第一原発事故では、避難指示等が出され全部又は一部が警戒区域に指定された9市町村（大熊町，葛尾村，川内村，田村市，富岡町，楡葉町，双葉町，浪江町，南相馬市）については、対象地区の住民は、他地域へ避難をすることになったため、その生活基盤ごと根こそぎ奪い去られた。役所機能も他に移転した。

これらの区域においては、住民は、原発事故前の生業を失い、住み慣れた住居を失い、先祖代々受け継いできた土地や伝統を喪失した。そして何より、各地域が脈々と築き上げてきた歴史と文化と、それを背景とする地域住民の密接なつながりを根こそぎ破壊されることとなった。

地域コミュニティの喪失は、例えば、次の法益を失わせる（甲52・24頁・25頁）。

- ・生活費代替機能

  - コメ，野菜，飲料水などの自給・交換。

- ・相互扶助・共助・福祉機能

  - 複数世代家族内，集落共同体内で互いに面倒をみあい，防災・防犯を担いあい，福祉的役割を果たしてきた。財産的側面と精神的側面の両方がある。仮設住宅における避難生活では，この役割が大幅に失われ，家族の分断による生活費の増加，精神的苦痛，高齢者や被介護者についての共助の喪失による外部施設への委託による財産的費用の増加，精神的苦痛などが生じている。ふるさとに帰れないことになれば，これらの利益を積極的に喪失する。

- ・ 行政代替・補完機能

旧村落から維持されてきた「区」を中心とした活動など、清掃やまちづくりへの参加。これらは、集落の一体性という精神的安定と安心を維持していたが、これらが失われたことによって精神的苦痛や精神的安定への侵害を被った。

- ・ 人格発展機能

隣近所や地域の交流，集会や祭りなどの行事への参加など。地域コミュニティは，子ども，若年者にとっては人格形成と発展の機会であり，成人にとっては精神的平穩・精神的安定を保つ機会である。精神的側面が強い。

- ・ 環境保全・自然維持機能

水田や畑の利用と維持，里山の維持と管理は，自然環境を享受するという個人的利益のみならず，集团的利益，公益的利益をも喪失させる。

これらの利益の侵害は，個人の生命，身体，精神及び生活に関する利益の侵害である。まさに人格権の侵害である。

## 第9 震災関連死

復興庁は，地震により直接死亡した死者とは別に，東日本大震災による負傷の悪化等により死亡した人で，かつ，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき，当該災害弔慰金の支給対象となった人を「震災関連死の死者」と定義した。震災発生後現在まで，半年に1回程度，震災関連死の死者数に関する統計を発表している。

この震災関連死の死者には，主として避難所等への移動中や避難所での生活中的肉体・精神疲労により死亡した人や，自殺者が含まれている。

復興庁が設置した震災関連死に関する検討会が、平成24年8月21日に作成した報告書（甲54）によると、『福島県は他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が380人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。』と記載されており（甲54・4枚目下から5行目以下）、福島第1原発事故が大量の震災関連死の発生原因となったことは、政府の機関ですら認めているところである。

2019年9月30日時点での震災関連死者数は、3739名である（甲53）。

以上のように、福島県においては、大震災に加えて福島第一原発事故の発生とそれに伴う大規模かつ長期間の避難が原因となって多数の住民が震災関連死をした。

残された我々は、震災関連死した多数の犠牲者やその遺族の無念を忘れてはならない。犠牲者やその遺族の立場を、我が父母、我が子どもに置き換えて想像しなければならない。犠牲者の死に報いるための司法の責務は、このような悲惨な原発事故を二度と繰り返さないことである。

## 第10 被害回復（金銭賠償）に必要となる莫大な金額

福島第一原発事故を引き起こした東電は、莫大な費用を自社で負担することができなくなり、平成23年5月10日に、国に対して、「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」と題する文書で、原子力損害賠償法16条に基づく国の援助の枠組みを策定するよう求めた。国は支援に乗り出したものの、次のとおり、巨額の費用は年々増加しており、青天井である。

## 1 総額が年々増加

2011年10月、東京電力に関する経営・財務調査委員会による委員会報告は、総損害を少なくとも5兆5000億円と見積もった。

2016年になると、東京電力は、総損害を9兆482億円と発表した。

経済産業省の東京電力改革・1F問題委員会は、2016年12月20日に行われた第8回会合において、「東電改革提言」と銘打って、福島第一原発事故の賠償・廃炉・除染に要する費用を22兆円と試算した(甲18・21頁)。22兆円の内訳は、賠償費用8兆円、除染費用6兆円、廃炉費用8兆円というものである(下表)。

	現在		今後
廃炉	2兆円→(燃料デブリの取出)	→	8兆円 <sup>b</sup>
賠償	5兆円→(風評と営農賠償等)	→	8兆円 <sup>ef</sup>
除染	4兆円→(工事費などの増加)	→	6兆円 <sup>d</sup>
総額	11兆円	→	22兆円 <sup>bj</sup>

(甲18・21頁より抜粋)

2017年3月、日本経済新聞の主宰するシンクタンク財団法人日本経済研究センター(理事長:岩田一政元日銀総裁)は、総損害が70兆円にのぼると発表した。

さらに、2019年3月、同日本経済研究センターは、事故処理費用の見通しを増額し、最大81兆円(汚染水を海洋放出しない場合)を要すると算出している(甲22)。

2020年度の我が国の一般会計予算は約100兆円、2019年度の一般会計税収は約60兆円である。一回の原発事故で国家予算の80%、税収の135%を吹き飛ばしてしまうほど、経済的損

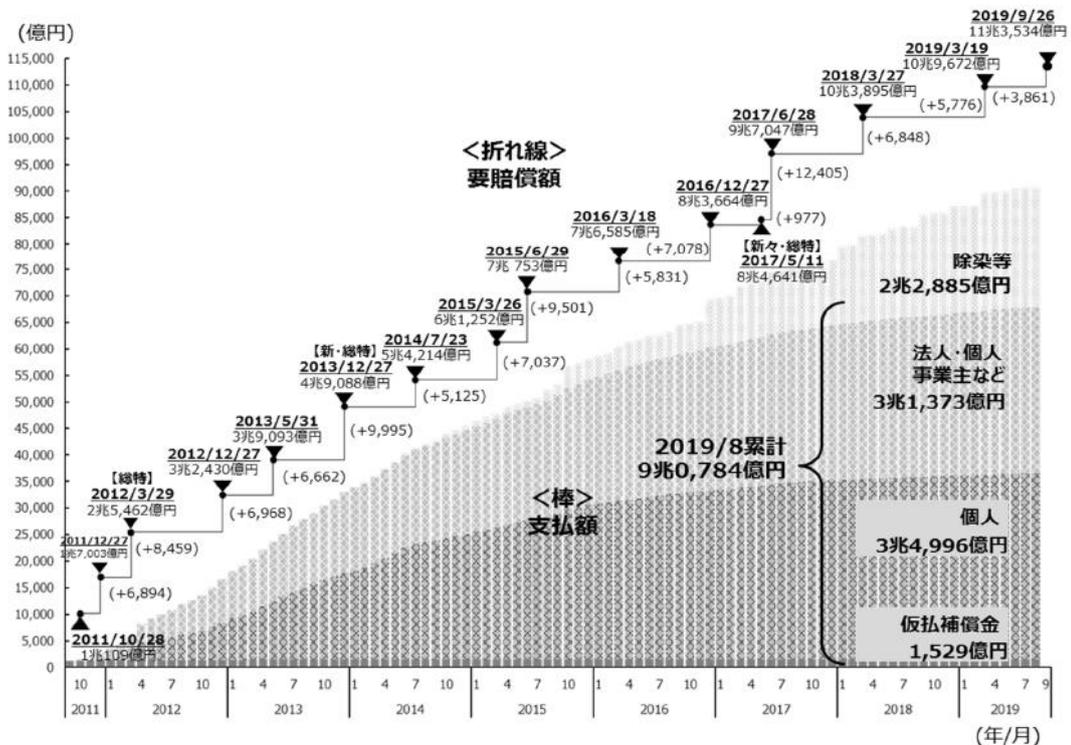
害は巨大なのである。東京電力にそれらを支払能力がないことから、結局は、税金や電気料金に上乗せされ、全て国民が負担することになる。

## 2 賠償費用の増加 1兆3534億円

賠償費用について、東電が2019年10月23日付で経済産業省から変更認定を受けた「新々・総合特別事業計画（抄）」（甲55）によると、2019年9月26日時点で要賠償額は1兆3,534億円（下のグラフ）にもものぼると見通されている（甲55・5頁）。

これは、東電改革提言の8兆円を大きく超えている。さらには、2011年10月28日に1兆0109億円と見通されていた金額の10倍以上に達していることになる。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(甲55・5頁)

全国各地に避難した避難者らは、東電を相手取って、全国で損害賠償請求訴訟を提起している。東電が、訴訟の前段階（ADR等）で真摯に損害賠償に応ずれば訴訟を提起する必要はなかった。訴訟においても、東電は、裁判所から提案された和解を拒否するなど（甲56）、賠償に応じる姿勢は乏しい。そのような状況での上記11兆3534億円である。今後、訴訟で避難者らの被害を適切に認定した判決が確定すれば、損害賠償額はさらに増えると考えられる。

### 3 除染費用も青天井

除染費用について、原発事故由来の放射性物質による環境の汚染に対処するため講ぜられる措置（除染、汚染廃棄物処理、中間貯蔵など）に係る費用は、放射性物質汚染対処特別措置法の44条に基づき東京電力に支払義務があるところ、環境省が2017年度までに支出済の累計金額は3兆6176億円であり（甲21・7頁）、2018年度予算額と2019年度予算案額を合わせると、2019年度までに要する累計金額は4兆6226億円であること（甲21・7頁）。これは、東電改革提言の6兆円に迫る金額である。

除染のために除去した汚染土壌は、中間貯蔵施設が整備未了のため仮置き場や現場保管されているところ、仮置き場は933箇所593万袋、現場保管場所は10万4398箇所560万㎡も残っているところ（甲21・12頁）、汚染土壌の処分方法については、検討中であり、規則も制定されておらず（甲21・13頁）、実証実験の段階であることから（甲21・14頁）、今後も多額の費用が発生すると考えられる。

中間貯蔵施設は、貯蔵開始後30年以内の福島県外最終処分までの間安全に集中的に管理・保管する施設であるところ（甲21・18頁）、当該施設建設費用のみならず、用地の取得にも費用を要し、

輸送のための道路拡充にも費用を要するなど（甲 2 1 ・ 1 9 ～ 2 7 頁）、今後も多額の費用の発生が見込まれる。

汚染土壌以外に、放射性物質に汚染された焼却灰、下水汚泥、農林業系廃棄物（稲わらなど）といった指定廃棄物についても、中間貯蔵施設への移送や処分といった作業が必要であり、今後も多額の費用の発生が見込まれる（甲 2 1 ・ 4 1 頁～ 5 2 頁）。

#### 4 廃炉費用の増加の可能性－廃炉作業の遅延

廃炉について、2019年12月27日に、福島第一原子力発電所の廃炉の今後の工程が2年ぶりに見直され、1号機と2号機の使用済み燃料プールから核燃料の取り出しを始める時期について、放射性物質を含む粉じんの飛散対策などを行うため、最大で5年遅らせることが決まった（甲 5 7）。

1号機の使用済み燃料プールから核燃料の取り出しが現在の計画より4年から5年遅い、2027年度か2028年度に遅れる理由は、現在、水素爆発の影響で最上階に残るおよそ1000トンのがれき撤去を進めているものの、放射性物質を含む粉じんの飛散リスクがあるため建屋全体を覆う大型カバーを設置することになったためなどとしている（甲 5 7）。

2号機の使用済み燃料プールから核燃料の取り出しが現在の計画より1年から3年遅い、2024年度2026年度の間に見直した理由は、建屋の壁に穴をあけて使用済み燃料プールから核燃料を取り出す計画であるところ、建屋内部の放射線量が高いため、除染などの対策が必要とされたためとしている（甲 5 7）。

すべての廃炉作業を完了する時期については、これまでと同じく2041年から2051年として変更はしなかったものの、各工程の遅れにより、完了時期が遅れる可能性は十分にある。作業期間が

長くなればなるほど、費用も増大することになる。

## 5 小括

以上のとおり、ひとたび原発事故を起こすと、その損害賠償費用、廃炉費用、除染費用を、事故を起こした電力事業者一社で負担することはできず、国からの巨額の税金投入が不可欠になる。そして、原発事故から9年を経過しても、廃炉や除染はもちろんのこと、損害賠償すらも十分に行われない。

### 第11 福島原発事故の被害は今も続いている

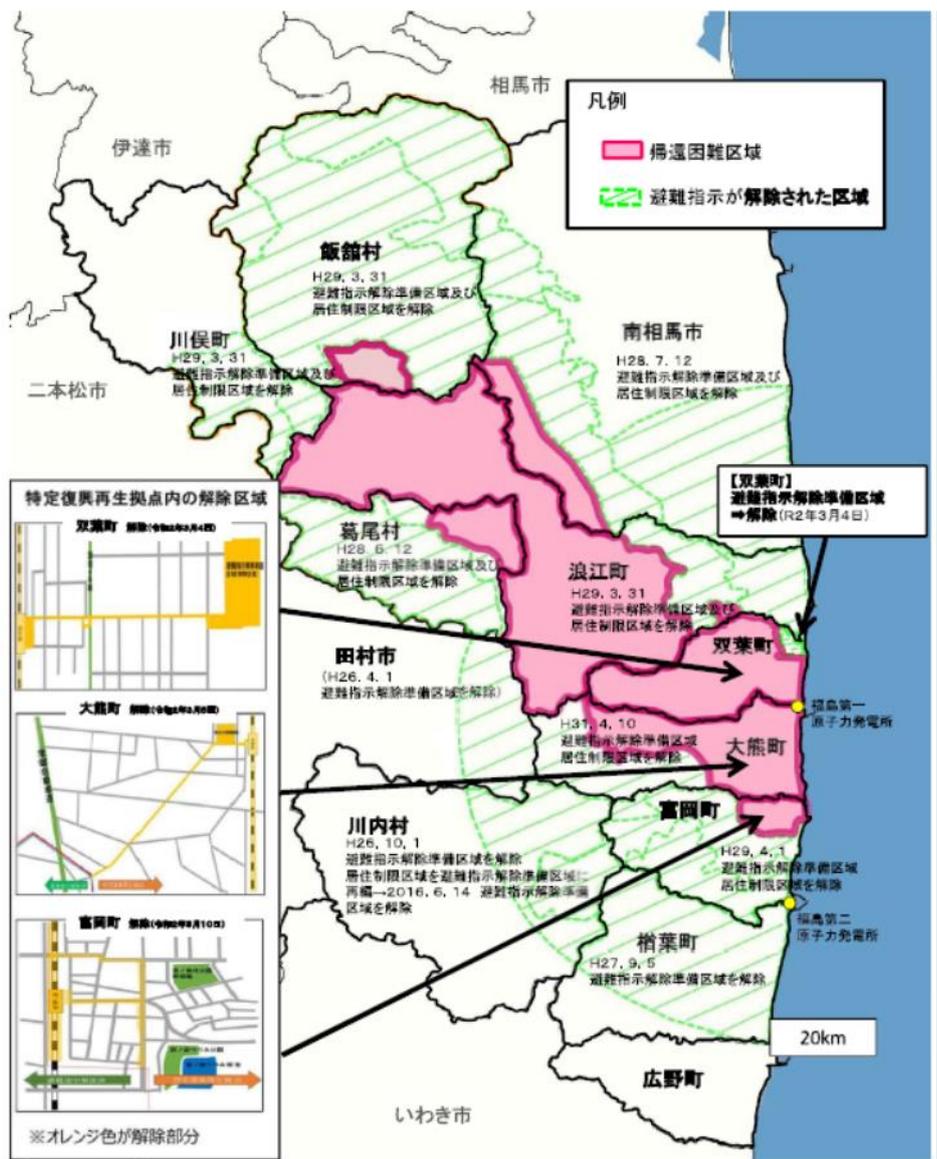
福島原発事故による被害がいかに深刻なものであるかについては、これまで詳述してきた。ここでは、被害が今も続いていることを補充して述べる。

#### 1 避難指示が7市町村で継続している

原発事故から9年経過した現在においても、下図のとおり、7市町村が帰還困難区域<sup>8</sup>とされ、避難指示が継続されている。

---

<sup>8</sup> 帰還困難区域とは、年間積算線量50mSv超（事故後6年を経過してもなお、年間20mSvを下回らないおそれのある区域）をいう。



(甲 5 9 ・ 令和 2 年 3 月 時点 避難指示区域概念図 図 1 9 )

上図の、<sup>いたて</sup>飯館村のうち帰還困難区域に指定されている長泥地区は、福島第一原発からおおよそ 3 3 k m に位置している。原発から 3 3 k m 離れているものの、原発事故から 9 年経過しても、帰還困難区域に指定され、居住できないのである。なお、飯館村（原発から最も遠い地点でおおよそ 4 6 k m ほど離れている。）のその他の地域は、原発事故から 6 年が経過した 2 0 1 7 年（平成 2 9 年） 3 月 3 1 日によようやく避難指示が解除された。

## 2 避難指示が解除されても元には戻らない

避難指示が解除されても、元通りの村や町に戻るわけではない。下表のとおり、2019年4月時点で、避難指示区域が解除された地域には23.2%しか住民が戻ってきていない（甲60）。避難先で、自宅を再建し、仕事に就き、学校や幼稚園へ通っていることが一因と考えられる。また、細胞分裂が活発で放射線の影響を受けやすいとされる子どもたちのいる家庭は、避難指示が解除されても、被曝による子どもたちへの健康被害を心配して帰還を避ける傾向にある。戻った住民の多くは、高齢者である。川俣町山木屋地区は、高齢化率が61.6%で、65歳以上が半数を超え、飯舘村は60歳以上が75.5%であると報じられている（甲60）。福島県の高齢化率が31.9%であること（甲61）と比較すると、極めて高い高齢化率であることが分かる。

	解除時期	対象者 (人)	居住者 (人)	居住率 (%)
田村市都路地区東部	2014年4月	273	222	81.3
川内村東部	14年10月 16年6月	287	87	30.3
楢葉町	15年9月	6,946	3,657	52.6
葛尾村	16年6月	1,301	375	28.8
南相馬市小高区など	16年7月	8,677	3,665	42.2
浪江町	17年3月	14,535	910	6.2
飯舘村	17年3月	5,415	905	16.7
川俣町山木屋地区	17年3月	843	334	39.6
富岡町	17年4月	9,269	877	9.4
全体		47,546	11,032	23.2

（甲60 2019年4月12日河北新報）

## 3 避難生活の過酷な実態（地方公共団体による調査結果）

新潟県による「福島第一原発事故による避難生活に関する総合

的調査報告書」(甲62)は、まず避難者とその生活についての既存調査の整理をし、それを踏まえて、新潟県内に避難をしている、又は、かつて避難していた人を対象としたアンケート調査を新たに実施するとともに、避難元である福島県内自治体への聴取り等も行うことによって、避難生活の全体像を立体的に捉えるよう試みたものである(甲62・1頁)。調査期間は、平成29年7月27日から平成30年1月18日までである(甲62・6頁)。調査結果は、次のとおりである。

(1) 帰還する人は少ない

全国の県外避難者の動向については、当該調査の一環として、平成29年12月、新潟県から全国の都道府県に対して、「民間借上げ住宅に入居していた避難指示区域外避難者の住居移転の動向」を照会した。

調査の対象は、応急仮設住宅のうち民間借上げ住宅入居世帯2753世帯である。そのうち、76.2%の2097世帯が、無償供与終了後も同じ都道府県内に居住していた。一方、福島県に帰還したのは17.1%の472世帯であることから、本調査により、県外避難者の8割近い世帯は、福島県に帰還せず、避難継続などにより県外で居住していることが明らかになった。(以上、甲62・11頁)

(2) 避難生活の状況—家族別離、賃貸の増加

家族の分散居住状況については、平成23年度・29年度双葉郡調査や、福島県の避難者意向調査でも、その傾向が認められていた(甲62・16～17頁)。

平成29年度新潟県調査でも、平均世帯人数が、区域内外の全体で震災前の3.30人から2.66人に減少し(甲6

2・18頁)、単身世帯と二人世帯が震災前の32.4%から50.2%に増加し(甲62・18頁図―5、図―6)、3人以上世帯が震災前の67.5%から49.9%に減少したほか(同図)、3世代同居世帯も震災前の15.3%から6.3%に大きく減少する(甲62・19頁)など、避難の過程で家族が分散した状況が表れている。

また、平成26年度内閣府調査、平成29年度東京都調査では、震災により持ち家の割合が大きく減ったとの結果が出ている(甲62・21～24頁)。

平成29年度新潟県調査でも、区域内・外とも持家率が半減し(区域内で避難前62.6%から31.6%(甲62・24頁図―18、図―19)、区域外で避難前49.6%から24.6%(同図))、特に区域外で賃貸住宅が過半を占めるなど、やはり避難により住居形態が変化している状況が見られる。

### (3) 就業状況の変化―無職の増加

就業状況の変化について、平成23年度・平成29年度双葉郡調査の結果から、震災前、震災から半年後、震災から6年後を比較すると、「無職」が28.2%→54.3%→55.5%となっている(甲62・16～17頁図22、図23、表―1)。震災を機に「無職」の割合が大幅に増え、震災から6年が経過してもその状況が継続していることが分かる。

平成29年度新潟県調査でも、パート・アルバイトを含む非正規職員や「無職」が増加している。

区域内では無職が最多(避難前18.6%から50.0%に

増加)、区域外は非正規職員が最多(避難前20.9%から34.5%に増加)となっており(甲62・28～29頁図一28、図一29)、区域内外の違いは賠償金や住宅支援の有無が影響しているものと思われるが、やはり就業状況は、震災から6年半では、その状況が大きく改善されていないことがみてとれる。

#### (4) 収入の減少

収入については、平成26年度内閣府調査によると、震災から3年が経過した時点では、約5割の世帯で震災前と比べ収入が減っている(甲62・31頁図一34)。

平成29年度新潟県調査では、平均世帯収入額(毎月)は10.5万円減少(避難前36.7万円から26.2万円へ)し(甲62・31頁)、約4割の世帯が震災前より収入を落としている。

次に支出については、平成26年度内閣府調査によると、震災から3年が経過した時点では、約5割の世帯で、震災前と比べ支出が増えている(甲62・31頁図一34)。

一方、平成29年度新潟県調査では、平均世帯支出額(毎月)は大きな変化がない(避難前26.2万円から26.0万円へ)(甲62・34頁)。なお、生活のやりくりについては、主に「勤労収入」、「預貯金」、「賠償金」(区域内避難者)により行われている。

#### (5) 損害賠償が全く不十分

原子力損害賠償紛争審査会が定めた「中間指針等」により、精神的損害、就労不能損害、財物損害、住居確保損害等の賠償基準が定められ、東京電力への直接請求やADRによ

り賠償が行われている。

個人への精神的損害賠償の基準額は、避難指示区域の区分により異なり、帰還困難区域は1450万円、居住制限区域と避難指示解除準備区域は850万円である（甲62・42頁）。

一方、避難指示区域外からの避難者（いわゆる自主避難者）に対しては、子どもと妊婦に対しては最大72万円、それ以外の大人に対しては12万円のみとされている（甲62・42頁）。

新潟県内避難者へのアンケートによると、賠償制度全体に関して、満足の割合5.8%に対して不満の割合は66.

1%であり（甲62・48頁図一53）、特に避難指示区域外避難者の不満の割合が72.0%（同図）になるなど、多くの避難者が不満を持っていることが明らかになった。

#### (6) 不安、分断、喪失

平成23年度双葉郡調査では、生活の困りごととして最も割合が高かったものは「放射能の影響が心配」の57.8%であった。平成29年度双葉郡調査では、最も割合が高かったものは「健康や介護」の53.4%で、「放射線の影響」は20.0%となった（甲62・50頁～51頁）。

平成29年度新潟県調査においては、放射線に関する不安についてより詳細に、①将来の健康、②低線量被曝の影響、③放射線量、④差別・偏見の4つの指標で聴取をした結果、そのいずれについても、不安でない意識を、不安意識が上回っている（甲62・52頁）。特に②低線量被曝の影響に対する不安意識が最も高い（約7割）（甲62・52頁）。また、区域

内避難者よりも区域外避難者の不安意識がより高いという傾向がうかがえる（甲 6 2 ・ 5 3 頁）。

平成 2 9 年度新潟県調査においては、既往研究から、社会生活や人間関係の主要な変化を端的に表すキーワードとして、特に「不安」、「分断」、「喪失」について、より詳細な意識を明らかにすることを試みた。

「不安」については、先行き不安に対する意識を①以前のように暮らせるか、②線量不安、③廃炉までの事故不安、④中間貯蔵施設、最終処分場の安全性不安、⑤避難先で暮らせるか、⑥賠償不安、⑦住宅不安、⑧将来不安の 8 つの指標で見ると、全体ではどの指標も「不安」の合計が 5 割を超えた。特に、③、④の原子力関連施設への不安意識は約 8 割となっており、高い結果となった。また、区域内避難者と区域外避難者を比較すると、区域外避難者の方が原子力施設に関する不安意識が高い。（以上、甲 6 2 ・ 5 5 頁）

「分断」については、友人関係・近所付き合い・地域コミュニティについて、①孤独感、②馴染めない、③周囲に理解されない、④友人との交流希薄、⑤地域との交流希薄、⑥伝統の継承ができない、の 6 つの指標で見ると、全体では、④、⑤の友人や地域とのつながり、交流の薄さを感じる人の割合が 7 割を超えている。なお、区域内避難者と区域外避難者を比較すると、区域内避難者の人間関係やコミュニティとの交流希薄がより高い傾向にあることがうかがえる。（以上、甲 6 2 ・ 5 7 頁）

「喪失」については、平穏な日々の喪失について、①プライバシーが守られない、②避難生活で家族と不仲、③避難先

で家族と不仲、④生きがいの喪失、⑤前向きに考えられない、の5つの指標でみると、全体では④生きがいの喪失、⑤前向きに考えられない、に対する不安が、あてはまらないを上回るというものであった。区域内避難者と区域外避難者を比較すると、①プライバシーが守られない、④生きがいの喪失、⑤前向きに考えられない、の割合は、区域内避難者の方が上回っている。(以上、甲62・58～59頁)

## 第12 まとめ

以上のとおり、原発事故は、広範囲に甚大で深刻な被害を発生させ、事故から9年以上経過しても避難指示が解除されていない地域が複数あるばかりか、避難指示が解除されても町は元通りにならず、避難を続けざるを得ない避難者らは困窮し、被曝による健康被害の問題はなんら解決されないなど生命、健康、生活、財産、生活に直結する被害が継続している。

ひとたび事故を起こすと、これほどまでに深刻で重大な被害を広範囲にもたらす施設は、他に存在しない。原子力発電所がそのような特殊性を有する施設であることを十分に念頭に置いていただき、正しい司法判断をしていただくよう求める。

以上